

# 浜田市人権教育・啓発推進基本計画 (第3次)



浜 田 市

## 浜田市人権尊重都市宣言

すべての人は、生まれながらにして、人としての尊厳が守られ大切にされ、人間らしく幸せに生きる権利を有しています。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお同和問題をはじめとするさまざまな人権侵害、不当な差別や偏見が存在し、また社会情勢や価値観の変化による新たな人権問題も生じています。

私たち一人ひとは、日本国憲法や世界人権宣言の理念の下、たゆまぬ努力を重ねて、差別や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、それぞれの能力に応じた可能性を十分発揮できる社会の実現をめざします。

ここに、私たち浜田市民は、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築くため、人権尊重の都市「浜田市」を宣言します。

(平成20年6月25日制定)

## はじめに

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

これは、昭和23年開催の第3回国際連合総会において採択された「世界人権宣言」の第1条の1節です。その後、世界各国やわが国並びに地方自治体において、この宣言の理念に基づいて、人権が尊重される社会の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

平成17年10月1日、浜田市、那賀郡内各町村は新設合併し、新浜田市が誕生しました。合併後の新しいまちづくり方針を定めた「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として掲げ、「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し市民一人ひとりが安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進してきました。

平成20年度には「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁も一つの背景として、「浜田市人権尊重都市宣言」を制定しています。

しかし、依然としてさまざまな分野における人権問題が存在し、インターネット、携帯電話などによる新しいメディアを利用した人権侵害、家庭における暴力や虐待など人権にかかわる問題は複雑化、多様化する人権課題に対応が求められています。今回、市民の意識調査結果やこれまでの取組を踏まえ「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第2次）」を見直し、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を図るために、一人ひとりが大切にされ、住みたい、住んでよかったと思われる人権尊重のまちづくりをめざし第3次の基本計画を策定しました。

今後、この計画に基づき、市民の皆様とともに、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に取り組んでまいります。市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、今回の基本計画の改定にあたりまして、ご審議いただきました「浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会」の委員をはじめ、市民意識調査にご協力をいただきましたみなさんにお礼を申し上げます。

平成28年3月

浜田市長 久保田 章市

第Ⅰ章 計画策定の趣旨と背景	1
1 計画策定の趣旨	1
1) 計画の役割	2
2 計画策定の背景	3
1) 国際的な動き	3
2) 国の動き	4
3) 県の動き	5
4) 本市における取組	6
第Ⅱ章 計画の期間と基本理念	7
1 計画の性格	7
2 計画の期間	7
3 計画の基本理念	7
第Ⅲ章 計画の推進	9
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	9
1) 学校等における取組	9
2) 家庭・職場・地域における取組	10
3) 職員の人権意識向上への取組	11
4) 関係機関等との連携	11
第Ⅳ章 さまざまな人権課題への取組	13
1 各人権課題に対する取組	13
1) 同和問題	14
2) 女性	19
3) 子ども	22
4) 高齢者	26
5) 障がいのある人	28
6) 外国人	30
7) 患者や感染者及びハンセン病回復者の人権	31
8) 犯罪被害者とその家族	32
9) 刑を終えて出所した人等	33
10) インターネット等による人権侵害	35
11) 北朝鮮当局による拉致問題等	36
12) さまざまな人権課題	37

(1)性同一性障がい者の人権	37
(2)アイヌの人々	37
(3)その他の人権問題	38
○プライバシーの保護	38
○迷信等について	38
○その他の人権問題について	39
参 考 資 料	40
「日本国憲法」(抜粋)	41
「児童虐待の防止等に関する法律」(第1条から第7条までを掲載)	42
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	44
「世界人権宣言」	45
「浜田市男女共同参画推進条例」	49
「児童の権利に関する条約」	52
「障害者の権利に関する条約」(前文から第3条までを掲載)	63
策 定 経 過	65
策 定 委 員 名 簿	65

**【注意】この計画に用いた市民意識調査の構成比については、統計処理上、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。**

# 第 I 章 計画策定の趣旨と背景

## 1 計画策定の趣旨

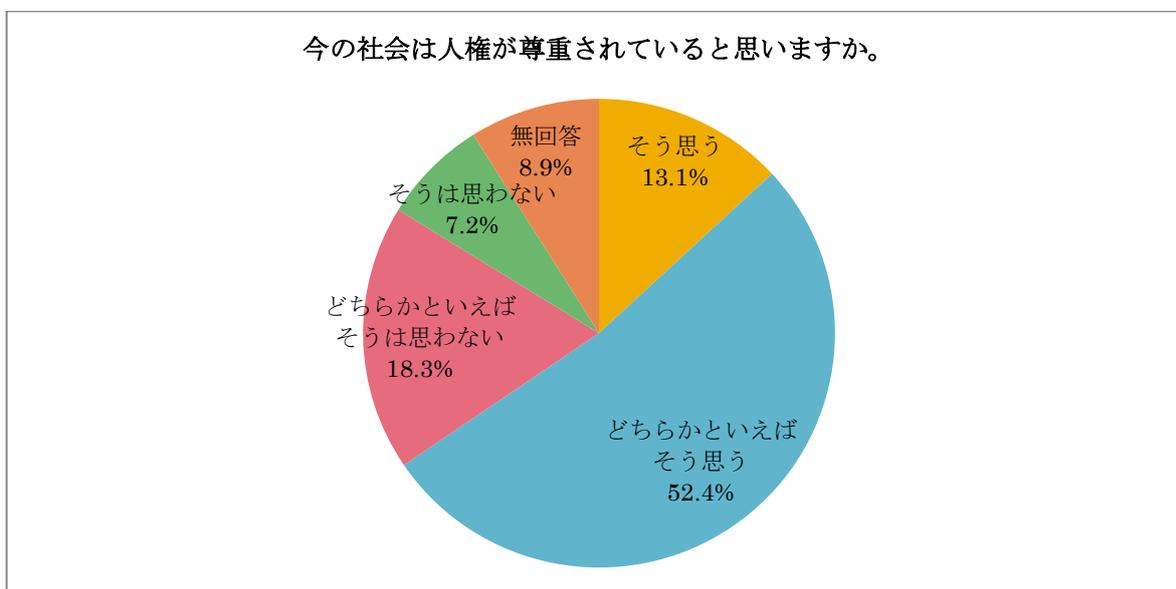
浜田市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人ひとりが安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。

しかし、21世紀は「人権の世紀」といわれ10年以上経過した今もなお、同和問題をはじめとするさまざまな人権侵害や不当な差別など多くの課題が顕在化しています。

また、今日の少子化・高齢化・高度情報化・国際化などの急速な進展に伴う大きな社会情勢の変動の中で、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちを実感できる市民生活の実現が強く求められています。

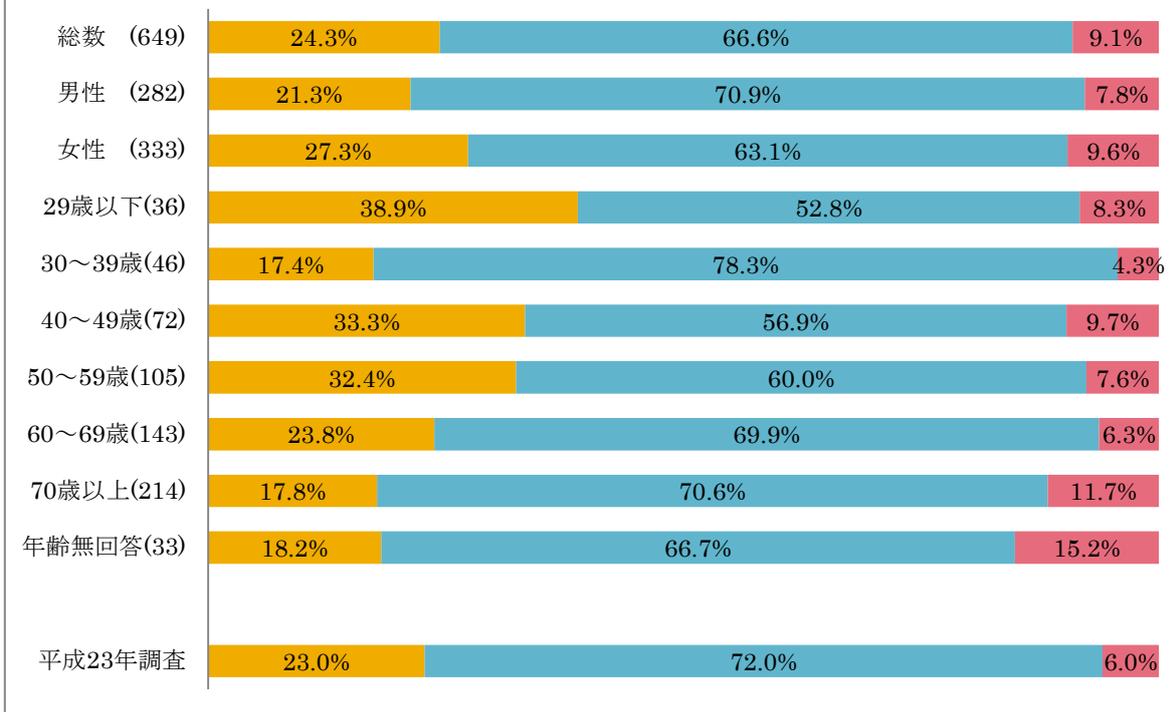
これまでの取組の成果や課題を踏まえ、平成23年度に策定した「基本計画」の理念を継承しつつ、国内外の動向や平成27年3月に実施した市民意識調査結果を踏まえ、基本計画の改定をしました。この計画は、市の人権施策に関する最上位の計画として人権教育・啓発の基本となる指針であり、市民と行政の共通の目標となります。

### 【平成26年度人権問題に関する市民意識調査】



日常生活の中で、あなたご自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。（〇は1つ）

■ある ■ない ■無回答



## 1) 計画の役割

- (1) 人権・同和教育の推進・充実を行い、人権・同和問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりをめざす活動の指針とするものです。
- (2) 市民の一人ひとりが、それぞれの能力に応じて可能性を十分に発揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策を明らかにするものです。
- (3) 人権を尊重するまちづくりの方向性を示し、市民、民間団体、企業等や行政の役割と協力関係の指針となるものです。

## 2 計画策定の背景

### 1) 国際的な動き

20世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和をめざし昭和20(1945)年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23(1948)年の第3回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和40(1965)年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、昭和41(1966)年の「国際人権規約」、昭和54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、平成元(1989)年の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、平成18(2006)年の「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。

また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和43(1968)年、「国際婦人年」昭和50(1975)年、「国際児童年」昭和54(1979)年、「国際障害者年」昭和56(1981)年など決めました。さらに、時間をかけて取組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の10年」昭和51(1976～)年、「国連障害者の10年」昭和58(1983～)年などの取組も展開しました。

しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など生命の危険まで生じている現状がありました。

その後も人権に関するさまざまな取組が国連において行われ、平成6(1994)年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的とした「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育の10年」とすることが決議され、「人権教育のための国連10年」平成7(1995～)年として、人権という普遍文化の構築を目指し取組みました。

その後、この計画終了後の取組を進めるために平成16(2004)年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され平成17(2005)年から開始することが決議されました。平成19(2007)年までの3年間は、「初等中等教育における人権教育」に重点をおき、平成22(2010)年以降は、高等教育とあらゆるレベルにおける取組が展開されています。

## 2) 国の動き

国においては、昭和22(1947)年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の下、各種の人権課題に取り組みました。昭和31(1956)年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」昭和54(1979)年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」平成7(1995)年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」昭和60(1985)年に締結、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」平成6(1994)年に批准、「障害者の権利に関する条約」を平成26(2014)年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取組を展開しました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題について、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進め、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し取組が展開されました。この計画では、人権という普遍文化の創造をめざして、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者などの問題を重要な課題にとらえ、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標にしています。また平成8(1996)年12月には「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。

そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示されています。これに基づいて、平成14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

21世紀を「人権の世紀」にふさわしいものとするために、「男女共同参画社会基本法」平成11(1999)年、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」平成12(2000)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」平成13(2001)年、「犯罪被害者等基本法」平成16(2004)年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」平成17(2005)年、「障害者自立支援法」平成17(2005)年など個別の関係法令を制定し、さまざまな取組を進めました。

また、平成16(2004)年には、学校教育における人権教育が知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないなど指導方法の問題に対処するため、人権教育とは何かという事をわかりやすく示した「人権教育の指導方法等の在り方について(第一次とりまとめ)」を公表しました。平成18(2006)年の「第二次とりまとめ」では、指導方法等の工夫・改善方策などについて検討を加え、平成20(2008)年の「第三次とりまとめ」では、示された考え方の理解をさらに深め、実践につなげていけるよう「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編成し、学校における人権教育への一層の取組を図りました。

### 3) 県の動き

県においては、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、性同一性障がい者の人権などさまざまな人権問題に、関係部局ごとに国や市町村、関係団体等と連携を取りながら解決に向け取り組みました。平成11(1999)年には「人権問題に関する県民意識調査」を実施するとともに、人権施策の方向性やあり方について幅広く県民の意見を求めるために「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。

そして、国の動きを踏まえ、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発を総合的に取り組みました。

また、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図り、人権教育の内容や方法を具体化していくために「人権教育指導資料」を作成しました。それまでは同和教育として、同和問題以外の人権問題も各教育現場で実際に扱われ、同和教育という名称の中で、幅広くさまざまな人権問題に関する教育が実践されてきました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進するよう取り組みました。

しかしながら、女性への暴力や児童・高齢者の虐待などへの対応の強化が求められ、社会環境の進展などによる人権侵害など新たな課題が生じるとともに、人権施策に関する法律・条例等の制定や改正が行われ、基本方針策定後の人権施策を取巻く状況は大きく変わりました。

こうした新たな課題や施策の制度改正に対応するために、基本方針を改定することにし、「島根県人権施策推進協議会」で2年間にわたる協議を行い、パブリックコメントを実施して県民の意見を聴き、平成20(2008)年に「島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)」を策定しました。

#### 4) 本市における取組

平成17年10月1日、浜田市、那賀郡内各町村は新設合併し、新浜田市が誕生しました。合併以前から各市町村においては、昭和55(1980)年度以降、「同和教育推進協議会(旧浜田市では、平成15年度より人権・同和教育推進協議会)」を組織し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し学習の機会の拡充を図ってきました。また、「人権教育のための国連10年」が平成16(2004)年に終了後、国は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、地方公共団体にも地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発の推進を強く求め、分野ごとに人権施策の取組を進めてきました。

そして、平成17年度の「浜田那賀方式自治区」による合併により、各自治区には「自治区人権・同和教育推進協議会」を設け、それら全体の連絡・調整を行う「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」を設置し、地域の実態に合せた人権・同和教育の推進・充実を進めました。

また、合併時に策定した平成27(2015)年度までのまちづくりの方針を定めた「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として位置づけ、平成18年度には「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」をスローガンに、一人ひとりが大切にされるまちづくりのための「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し人権施策を推進しました。

平成20(2008)年度には、「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁も一つの背景として、「浜田市人権尊重都市宣言」を制定し、その理念を市民へ浸透させるため「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」を開催しました。その後、隔年で開催し、更なる人権意識の高揚を図っています。

また、平成21(2009)年度には、児童生徒が主体的に関わり、人権に対する思いや願いを共有するため、学校ごとに定めた人権宣言を「学校(児童・生徒)版人権宣言集」として1冊にまとめ、実践化・行動化に向けた取組として活用しています。

その他にも、人権作品コンクール(作文、ポスター、標語)の実施や、人権・同和問題の解決に向けて活動している市民グループ、人権・同和問題に取り組む団体への助成などを行い、人権・同和問題に関する理解を深めるとともに、地域全体の人権意識高揚につながるよう取組んでいます。

しかしながら、今日においても、様々な人権問題が存在するとともに、新たな人権侵害や女性への暴力などに対応するために制度改正が行われるなど、社会環境は大きく変化しています。

人権を取巻く環境の変化や、多様化・複雑化する人権課題に対応するとともに、これまでの取組を一層推進し、一人ひとりが大切にされ、人が輝き、文化のかおる人権尊重のまちづくりの実現のために「浜田市人権教育・啓発推進基本計画(第3次)」を策定しました。

## 第Ⅱ章 計画の期間と基本理念

### 1 計画の性格

この計画は、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を基とし、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保ち浜田市が実施する施策の人権教育・啓発分野の基本指針となるものです。

### 2 計画の期間

この計画期間は、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保つために、平成28年度から平成33年度までの6ヵ年とします。

### 3 計画の基本理念

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、さまざまな面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。

また、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。このような中では、異質なものを排除し同質化を求める姿勢を改め、さまざまな文化の中にある多様性を認め合うことが大切です。

自分や他人のいのちを最大限に尊重し、誰もがお互いに認め合い、人権問題を正しく理解し認識を深めることにより自分自身の問題としてとらえ、社会全体の人権意識の高揚を図り、日常生活で人権尊重の意識を感覚として身につけ行動できる社会の実現に向け取組を推進します。

## 【基本理念】

一人ひとりが大切にされ  
住みたい、住んでよかったと思われる  
人権尊重のまちづくり

## 【基本目標】

### 人権が尊重されるまち

- ・人権という普遍的な文化のまちづくり
- ・すべての人が大切にされるまちづくり

### 一人ひとりが輝くまち

- ・心を育む教育・文化のまちづくり
- ・差別や不合理に気づき、人が輝くまちづくり

### 安心して暮らせるまち

- ・安全で安心して暮らせるまちづくり
- ・子どもの命と人権を守る教育の推進

## 具 体 施 策

大項目	中項目	小項目
あらゆる場における人権教育・啓発の推進	学校等における取組	①教職員・保育士等の研修機会の充実 ②子どもの人権教育の推進 ③地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進
	家庭・職場・地域における取組	①家庭や地域の人権教育・啓発推進 ②男女共同参画社会の実現 ③企業等の研修活動への支援
	職員の人権意識向上への取組	①職員の人権意識の向上 ②教職員の人権意識の向上 ③保健・福祉・医療・消防関係職員の人権教育・啓発の推進
	関係機関等との連携	①国、県、人権擁護委員との協力・連携 ②公民館、学校、PTAとの連携 ③民間団体、企業、自主学习グループとの連携
主な人権課題	1) 同和問題    2) 女性    3) 子ども    4) 高齢者    5) 障がいのある人 6) 外国人    7) 患者や感染者及びハンセン病回復者の人権 8) 犯罪被害者とその家族    9) 刑を終えて出所した人等 10) インターネット等による人権侵害    11) 北朝鮮当局による拉致問題等 12) さまざまな人権課題 (1) 性同一性障がい者の人権    (2) アイヌの人々 (3) その他の人権問題 … ○プライバシーの保護    ○迷信等について	

## 第三章 計画の推進

### 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発をするためには、市民一人ひとりが自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度が求められます。

浜田市が平成27年3月に実施した市民意識調査において、「今後、人権問題の講演会や研修会があれば参加されますか」という問いに対して、「ぜひとも参加したい」(7.4%)、「できれば参加したい」(52.4%)という答えが多くを占めました。市民の人権に対する積極的な姿勢が明らかになりました。

人権の意義や重要性について、知的理解にとどまらず、日常生活で行動や態度として実践することが重要です。これにより、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、さまざまな人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。

そのため、学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の醸成に努めます。

また、家庭・職場・地域においては、日常生活上のさまざまな人権問題に気づくことから進め、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分のもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めます。

#### 1) 学校等における取組

保育所、幼稚園、学校では、子どもが家族以外の人と関わりをもちます。それぞれの発達段階において、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高める取組を行い、いじめや差別をしない、させない、許さない、人権意識と行動、実践力を高める必要があります。

人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据え、教職員が人権問題を正しく理解し、人権意識の高揚と指導力の向上を図り、子どもたち一人ひとりの人権と進路が保障される教育を推進するとともに、学校、家庭、地域が連携して人権教育・啓発の推進に取り組めます。

### ①教職員・保育士等の研修機会の充実

教職員、保育士等の人権感覚を育み、資質の向上を図るために実践や研修の機会を充実します。

### ②子どもの人権教育の推進

子どもたちが、園や学校での生活において、自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるよう、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において発達段階に応じた取組を推進します。

### ③地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進

家庭・地域及び関係機関との連携を深め、地域ぐるみで感性豊かな子どもたちを育み、人権意識の高揚に努めます。

## 2) 家庭・職場・地域における取組

家庭は、子どもにとって教育のはじまりであり、家族とのふれあいの中で、基本的な生活習慣、人としての尊厳など基本的な人権を学ぶ重要な役割があります。

人権意識の高揚をめざし、市民、民間団体、企業・事業所等との連携を図りながら、地域社会での学習機会の充実に努めます。

### ①家庭や地域の人権教育・啓発推進

家庭や地域の教育力の向上のため、PTAや公民館等との社会教育関係団体との連携を深め、人権課題への理解が深まるよう活動を支援します。

### ②男女共同参画社会の実現

男女がお互いのパートナーとして、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。

### ③企業等における取組

企業等における人権尊重の取組としては、公正な採用や配置、昇進など人事制度の適切な運用、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害の防止などが挙げられますが、近年では、男女共同参画社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、障がい者や高齢者の雇用促進など、社会的責任も求められています。自主的な職場内研修の取組が促進されるよう情報提供を行い、さまざまな人権問題を正しく認識するための研修等に講師を派遣するなど、問題解決へ適切な対応が行えるよう取組を支援します。

### 3) 職員の人権意識向上への取組

#### ①職員の人権意識の向上

行政に携わる職員は、公務員としての自覚と使命感をもち、高い人権意識を持ってそれぞれの業務を遂行しなければなりません。そのために、職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう取組めます。

#### ②教職員の人権意識の向上

あらゆる研修の機会をとおして教職員の人権意識を高め、人権教育の推進に取り組めます。また、家庭や保護者、地域社会との連携をさらに強め、人権課題の解決に積極的な役割が果たせるよう努めます。

#### ③保健・福祉・医療・消防関係職員の人権教育・啓発の推進

特に、保健・福祉・医療・消防関係職員は、人の生命や健康、生活を守るという大変重要な役割を担っています。職務内容によっては、きめ細かな人権感覚が必要になるので、いつでも相手の立場に配慮した職務が遂行できるよう人権意識の高揚に努めます。

### 4) 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民一人ひとりの研修や実践とともに、社会全体の取組が必要であり、国・県・市の行政機関はもとより、地域の公民館、学校、PTA、関係団体、企業等がそれぞれの役割に応じた協力・連携が重要になります。

#### ①国、県、人権擁護委員との協力・連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国や県と役割に応じた協力や連携が重要です。

松江地方法務局浜田支局、島根県西部人権啓発推進センターや人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化し、人権週間への取組や人権擁護委員による人権相談窓口の設置、人権の花運動など効果的な人権教育・啓発活動を推進します。

#### ②公民館、学校、PTAとの連携

公民館などの社会教育施設や学校を拠点として、人権に関する多様な学習機会の場を確保し、内容の更なる充実・改善を図るとともに、人権問題を単に知識と

してだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に協力・連携して取り組みます。

### ③民間団体、企業、自主学習グループとの連携

人権問題の解決をめざす多くの民間団体や企業、自主的な学習グループなどに対し研修支援や情報提供などを行い、人権教育・啓発を効果的に推進します。

## 第Ⅳ章 さまざまな人権課題への取組

基本的人権の尊重は、日本国憲法の三大原則のうちの一つです。

第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と、また、第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めています。

しかし、現実には、女性や高齢者、障がいがあることなどによる不当な差別や偏見は無くならず、いじめや虐待により子どもの人権が侵害されたり、社会環境の変化や人権意識の希薄さなどにより、性同一性障がい者の人権や、メールやインターネットによる人権侵害など新たな人権課題も生じています。

これらの課題に対応するために、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から研修を進めます。それとともに、同和問題や女性、子どもなどの人権問題といった個別的な視点からも、それぞれの成長段階に応じて理解を深め、課題解決に向けた実践的な行動が取れるよう、計画の基本理念「一人ひとりが大切にされ 住みたい、住んでよかったと思われる 人権尊重のまちづくり」の実現に向けて関係機関と連携を図ります。

### 1 各人権課題に対する取組

平成9年に策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の中で、「三. 重要課題への対応」において、次のように述べられています。

「人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に対して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。」

現在、このような個別の人権課題については、社会環境の急速な変化を背景に、複雑・多様化しています。私たち一人ひとりが、身近に存在するさまざまな人権問題・課題を自分自身の問題として認識することが重要です。これまで以上に、人権尊重の精神を基底に据えた人権・同和教育及び啓発をより一層進めていきます。

## 1) 同和問題

### 〔現状と課題〕

我が国固有の人権問題である同和問題は解決の方向に進んでいるものの、昭和40年の「同和対策審議会答申」から50年が経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書等の差別事象が跡を絶たない状況にあります。

同和問題の原点と言われた「同和対策審議会答申」では、『同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。』と基本的認識が示されています。これを受けて昭和44年から施行された「同和対策事業特別措置法」、昭和57年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和62年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、同和対策事業は、33年間にわたって実施されました。しかし、この事業も平成14年3月末に廃止され、一般対策へと移行されました。

島根県においても、同和問題は行政の重要課題として位置付けられ、積極的な施策がとられた結果、同和地区における生活環境の改善など、一定の成果は見られました。しかし、心理的差別の解消など、解決しなければならない課題が、まだ残されています。

今回の市民意識調査において、同和問題が今なお存在する原因や背景として思い当たる意見として、過半数の人が「社会全体に残る差別意識」と回答しています。具体的には、「結婚相手を決めるときに相手方の身元調査をすること」や、「結婚問題で周囲が反対すること」が多くを占めています。「身元調査」については「当然のことと思う。」と答えた人が前回調査より増加しています。

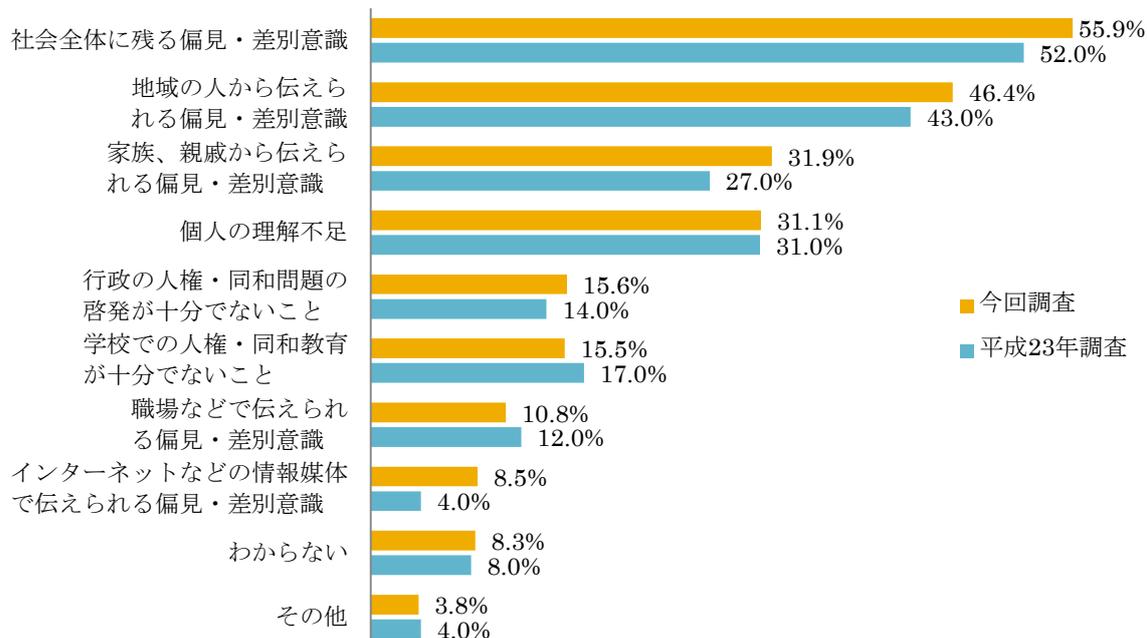
今後も、同和問題の解決に向かって主体的な取組をするため、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論の構築をすることが必要です。また、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指さなければなりません。

また、「えせ同和行為」\*など同和問題解決の妨げとなるものについては、関係機関との連携を深め、根絶しなければなりません。

#### \* えせ同和行為

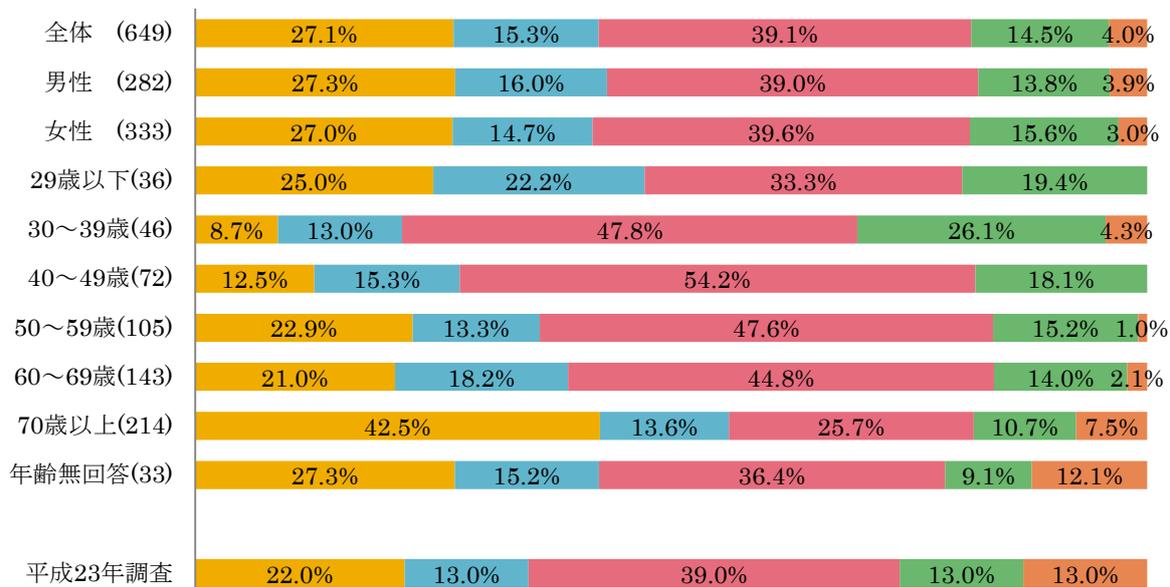
同和問題を口実にして、個人や企業、行政機関などに対し、高額な図書購入など、不当な利益や義務のないことを求める行為。同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、問題解決の大きな阻害要因となる。

同和問題がなお存在する原因や背景として、あなたが思い当たるのは次のどれですか。この中から3つ以内でお答えください。（〇は3つまで）



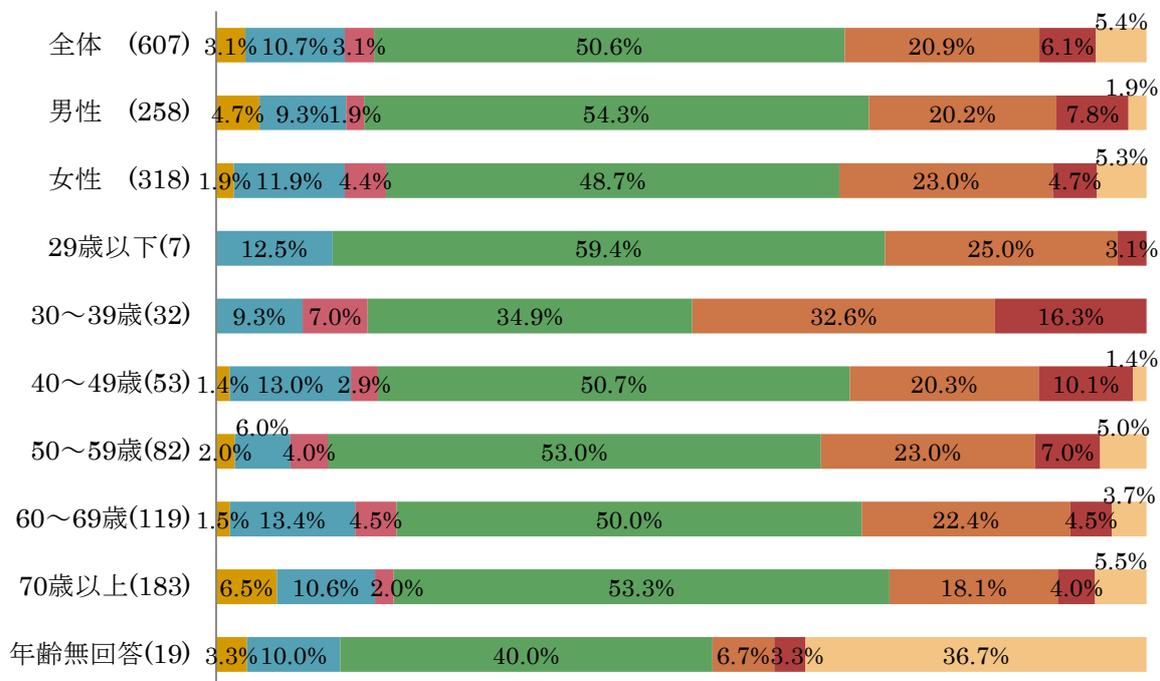
日本にはいろいろな風習等がありますが、次にあげるものについて、あなたはどのように思いますか。あなたの考えに最も近いものはどれですか。  
**(6) 結婚相手を決めるときに相手方の身元調査をすること**

■ 当然のことと思う ■ おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う ■ 間違っていると思う ■ わからない ■ 無回答



### 同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか。

- これは同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う
- 成り行きにまかせるより仕方がないと思う
- 自分ではどうしようもない問題であり、誰かが解決してくれると思う
- 基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきである
- よく考えていない
- その他



## 〔施策の方向性と取組〕

今後の同和問題に対する差別意識の解消にあたっては、日本固有の人権課題である同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、その歴史や経緯を十分認識しながら進めます。さらに、行政がその責務として、これまで積み上げられてきた取組や研究の成果を踏まえ、積極的に人権教育・啓発を推進します。

また、本市は、島根あさひ社会復帰促進センターの開庁も一つの背景として、平成20年6月に「浜田市人権尊重都市宣言」を制定しました。これは、人権について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かなすみよいまちづくりを築こうとしていく指針となるものです。具体的には、次のような施策を推進します。

### ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。そして、各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。さらに、地域における関係機関や団体と行政が相互に連携し、地域ぐるみで取組む人権・同和教育、啓発活動により、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指します。

前述の「浜田市人権尊重都市宣言」をうけ、この宣言をこれからの人権教育につなげていくため、各小中学校において、児童生徒の視点から見た学校版人権宣言集を平成21年度に作成しました。これを、人権教育の日常化・実践化のために活用していきます。また、隔年で「人権尊重のまちづくり推進大会」を開催し、市民が一堂に会した人権を考える集いとして、市民の人権意識の高揚により人権・同和問題の早期解決を図ります。この大会において、人権を考える市民グループの実践発表なども行います。

本市は、平成17年10月1日に、旧5市町村（旧浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町）が合併しました。合併により住民サービスの低下や本庁へ機能が集中することへの不安や心配を解消し、市民と行政が密接に連携することができるしくみとして、「浜田那賀方式自治区」を導入しました。

これにより、旧市町村ごとに選出された委員による人権・同和教育推進協議会の総会や住民を対象とした研修会が、各自治区ごとに毎年度開催されています。そのため、各自治区の住民の声を反映した、身近な地域での事業が可能となります。それに加え、新浜田市全体の人権・同和教育推進連絡協議会の総会や、協議会主催の講演会も開催し、総合的かつ効果的に人権に対する啓発を推進します。

さらに、小中学生から人権に関する標語・ポスター・作文を募集し、市民を対象に人権尊重標語を募集するなど、人権意識の高揚を図り、その成果を啓発活動に活用します。このようにして、身近に存在するさまざまな人権問題・課題を自分自身の問題として認識するよう、啓発に努めます。

## ②児童生徒の進路保障、就労問題への取組

進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に対し徹底して寄り添うことによって、夢と希望を実現するよう支援をしていきます。子どもたちが、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、さらに、進学や就職などの選択において希望する進路に進めるようにするため、強い意志を持って自分自身の進路をたくましく切り拓いていこうとする姿勢や能力を身につけていくよう、取組を進めます。

そのために、浜田市は、行政と学校との連携を密にし、関係者の人権・同和教育推進の理解を深め、取組を強化するため、毎月「人権・同和教育連絡会」を開催します。

また、就学援助のための適切な情報提供に努め、奨学金や各種制度の広報等による周知や活用促進を図ります。

就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考をするよう事業主に対し理解と協力を求めます。

また、市内の事業所が主体的に人権問題の解決に向けた研修や取組を促進するために講師を派遣するなど、啓発に向けた支援をしていきます。

## ③公民館を拠点とした啓発活動の強化

公民館は地域の住民にとって学習の活動拠点として重要な役割を果たしています。公民館での人権・同和教育研修を積極的に支援し、研修会に講師を派遣するなど、地域住民の人権意識の向上に努めます。

また、公民館長等の人権・同和教育研修等により、社会教育推進の指導者としての資質を高め、差別問題を自らの課題として受け止め、意欲的に取組む実践力を醸成します。

## ④集会所活動への支援及び相談機能の充実

地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所を拠点とした学習会や交流促進事業を進めます。

また、地域に密着した生活相談員の活動を支援し、実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努めます。

## 2) 女 性

### 〔現状と課題〕

浜田市では、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しています。これは、男女共同参画社会を実現するための指針となるものです。また、この計画は、国が平成19年・平成25年に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本市におけるDV\*防止の基本計画となります。

浜田市が平成26年12月に実施した男女共同参画に関する市民の意識・実態調査において、性別役割等についての固定観念が前回調査時から薄まっている傾向が表れています。しかし、依然として人々の意識や社会慣習の中に、「男は仕事、女は家庭」「男だから、女だから」といった固定的性別役割分担意識がまだまだ根強く残っており、男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっています。また、配偶者に対する暴力が深刻化するなど、様々な課題への迅速な対応が求められています。

島根県においては、平成23年度の「島根県DV対策基本計画」改定（第2次）により、重点目標として、若年層への予防啓発が新設されました。DVは人権侵害であるということを若いうちから認識することが重要であるということが示されました。（平成28年3月には第3次の改定が策定される予定です。）

さらに、セクシュアル・ハラスメントや職場における妊娠している女性に対する嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）、デートDV\*、ストーカー行為\*などの課題が山積しています。

女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、調和のとれた社会環境づくりが必要です。

#### \*DV

配偶者など密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。

#### \*デートDV

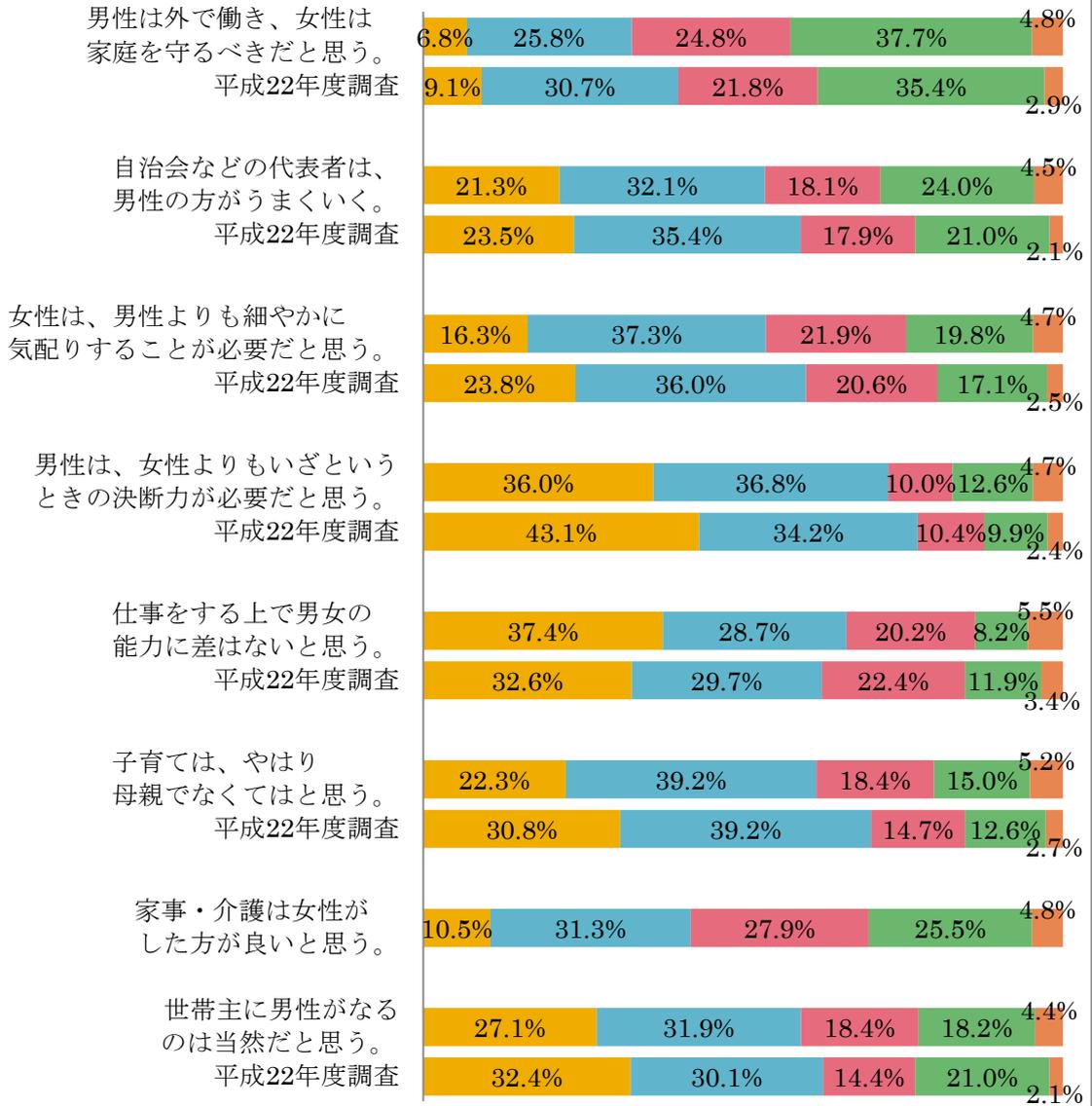
交際中の若いカップルの間で起こる暴力のこと。

#### \*ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等（恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、面会を要求、連続して電話や電子メールを送信することなど）を反復すること。

問 次にあげることがらについて、あなたはどのように思いますか。  
 (○はそれぞれの質問ごとに一つずつ)

■ そう思う   ■ どちらかといえば そう思う   ■ どちらかといえば そう思わない   ■ そう思わない   ■ 無回答



## 〔施策の方向性と取組〕

### ①個人の尊厳の確立

男女共同参画社会を実現するためには、何よりもまず、人権尊重の意識づくりや環境づくりが不可欠です。そのために、講演会などの開催、計画的な研修などにより、あらゆる機会を捉えて啓発活動を推進します。また、人権擁護委員などの関係機関と連携をとり、相談窓口を充実します。

また、DVについては、正しい知識の啓発や、相談体制の充実と被害者保護の推進を行うことが必要です。それに加え、被害者の自立支援や関係機関との連携強化を図ります。

### ②社会制度・慣行の見直しと意識改革

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場において、性別にとらわれない多様な生き方を選択できる社会が実現されるように、意識づくりや情報提供に努めます。そのために、多様な学習機会が確保され、学習機会の充実や住民の要望に応えられる、支援体制や推進体制の整備を図ります。

### ③政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策・方針決定過程に男女がともに参画し、男女双方の視点や意見が反映されることは、男女それぞれが対等な社会の構成員として活躍できる社会となるためには不可欠です。

そのために、各種審議会・委員会等への女性の積極的な登用を図ります。また、市民・団体等との連携を強化し、女性の人材活用を促進します。

### ④家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

家庭生活において、男女それぞれが仕事と家庭生活を両立させ、良好な環境が構築できるよう、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る必要があります。そのために、保育サービスの充実や、多様な働き方を可能とする就業条件の整備など、両立を支援する環境整備を整えます。

### 3) 子ども

#### 〔現状と課題〕

子どもたちは、21世紀を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、すべての大人の願いです。

子どもたちには、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。

今回の市民意識調査において、「子どもを取り巻く現在の環境について、よくないと思うこと」の中で、最も多かった回答は、「暴力や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめがあること」というものが53.8%ありました。いじめや不登校は、学校教育の大きな課題です。近年、子どもたちにもインターネットは非常に身近な存在となっています。その匿名性や情報発信の容易さから、様々な問題が発生し、「いじめ」が深刻化する一つの要因にもなっています。子どもたちが人権の重要性について確かな知識を持ち、日常生活においてもお互いを尊重した行動ができるように人権教育を推進していく必要があります。

また、家庭における児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト\*）の問題も深刻化しています。

#### \*ネグレクト

子どもや高齢者などの社会的弱者に対して、その保護や養育義務を果たさず放任すること。

子どもに対するネグレクトには、具体的に以下のようなものがある。

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、①家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、②重大な病気になっても病院に連れて行かない、③乳幼児を家に残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置するなど。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔なままにする、③極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- ・子どもを遺棄する。
- ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

## 〔施策の方向性と取組〕

### ①一人ひとりを大切にする教育の推進

「浜田市総合振興計画(第2次)」、「浜田市教育振興計画」、に述べてあるように、人権感覚を育み、人を人として大切にする児童生徒の育成に取り組みます。このため、学校の人権・同和教育推進体制を更に充実し、模範となるべき教職員の資質の向上を図ります。

具体的には、学校における人権意識高揚事業として、教職員の人権・同和教育研修を繰り返し実施するとともに、生徒による人権集会を支援します。

### ②「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)などの理解促進

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、子どもの権利を大切にする取組を充実します。

### ③いじめ・不登校問題への取組

平成26年12月にはいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、いじめ防止対策推進条例を制定しました。いじめ等問題行動の未然防止や、不登校児童生徒の解消に向け、進路保障の観点から、より一層力を入れて取組みます。学校、教育委員会、関係機関相互の緊密な連携に基づいた指導相談機能の充実を図ります。

### ④乳幼児や児童への虐待防止の取組

虐待が発生する背景には、身体的、精神的、社会的、経済的等のリスク要因が複雑に絡み合っています。子どもに関係する機関と連携して、リスクのある家庭の把握に努め、関係機関と連携して妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み虐待の発生を防止します。また、様々な機会を通して虐待の早期発見に努め、発見した場合には迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談所ほかの関係機関や地域との連携を充実します。

子育てを社会全体の問題として認識し、子どもを人権の主体として捉え、行動していくための啓発等を推進します。それとともに、家庭や地域における関係機関や団体と行政が相互に連携し、地域ぐるみで子どもの命と人権を守る活動を強力に推進します。

児童福祉施設等に入所している子どもについても、家庭と同じような環境の中で育つよう、施設の職員に対する研修を支援し、連携に努めます。

また、関係資料を充実し、あらゆる機会において人権・同和教育を推進します。

#### ⑤子どもの健全育成に向けて、他人に対する思いやりの心を育む取組

子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、メディアとの接触時間を含めた基本的な生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。

図書やビデオ、インターネット等を通じた有害な情報の拡大が問題となっています。子どもが簡単にこれらを読覧できないよう、大人が責任を持って環境を改善していく必要があります。特にインターネットの利用に伴う問題については、学校において、児童生徒に対し、情報社会における正しい知識や判断と、犯罪に巻き込まれないための危機回避の方法やセキュリティの知識、健康への意識を習得させるための情報モラル教育の充実に努めます。

さらに、周囲の大人も子どもの携帯電話やインターネットの利用実態やフィルタリング機能を持たせること等による危機回避、トラブル対処に関する知識を持つ必要があることから、知識を身につけるための啓発の推進に努めるなど、学校、家庭、地域が連携して取り組みます。

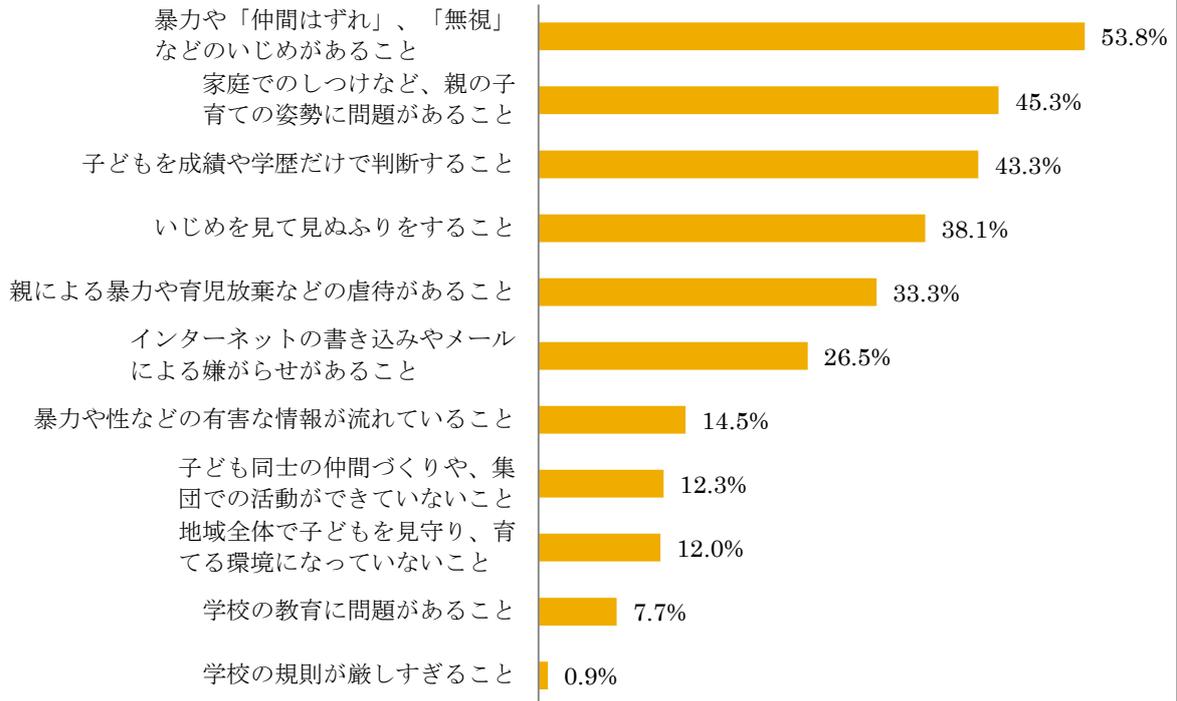
#### ⑥相談体制の充実

教育相談員は、児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。スクールカウンセラーは児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援します。スクールソーシャルワーカーは児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境について、教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒の環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援します。

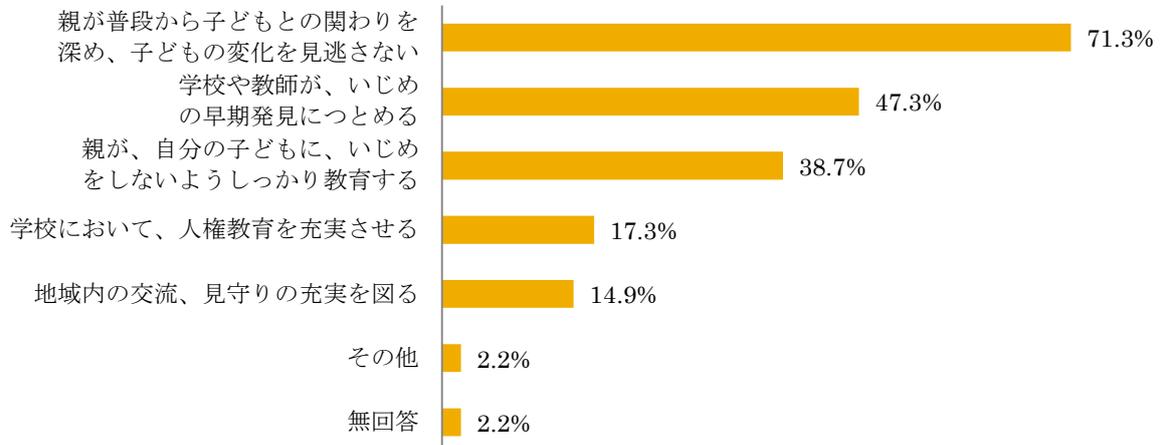
心や体そして家庭的な問題等から学校への不適応を起こした児童・生徒に対して、学校への復帰を応援する施設及び心の居場所として引き続き、教育支援センター「山びこ学級」を開設します。小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。

また、平成18年度から、松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会が「こどもの人権SOSミニレター」等を実施しています。これは、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることを目的としています。これについても支援をしていきます。

問 子どもを取り巻く現在の環境について、よくないと思うことは何ですか。  
(〇は3つまで)



問 いじめの未然防止の方法 (〇は2つまで)



## 4) 高齢者

### 〔現状と課題〕

我が国においては、少子・高齢化が加速し、平成25年10月1日現在における高齢化率は25.1%となっています。

本市においても、平成27年4月1日現在、高齢化率が34.1%となっています。また、地区によっては、60%を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。

平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されていますが、高齢者に対する身体的・精神的虐待はあとを絶たず、このほかにも高齢者の人権に関する問題は、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などがあげられます。

今回の市民意識調査において、前回調査(61%)から減少したものの半数を超える(52.8%)人が「高齢者が暮らしにくい社会である」という回答をしています。年代別に見ると、若い人の方がそのように感じている傾向があります。その理由として、「年金などの収入が十分でない」(59.7%)、「核家族化の進展などにより家族のきずなが薄れている」(43.8%)という答えが多くを占めました。

また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には人から面倒がられる存在となったり、排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳に係る問題となっていくような場合もあります。

高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人ひとりが高齢者について理解を深め、高齢者を敬い大切にすることを育てることが必要です。

### 〔施策の方向性と取組〕

#### ①福祉教育、啓発活動の推進

一人ひとりが、健康で生き生きとした生活を送るためには、福祉の心を実践する態度を養っていくことが大切です。学校においては児童生徒に対して、思いやりの心を育てたり、ボランティア活動を推進したりします。

また、広く市民に、保健・医療・福祉が連携する地域リハビリテーション\*の必要性と、高齢者や障がいのある人たちを地域全体で支える体制づくりの重要性を理解してもらえらる啓発活動を進めます。

福祉施設等に入所・通所している高齢者についても、多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざし、施設の職員をはじめとする福祉関係者への研修支援に努めます。

#### \*地域リハビリテーション

高齢者や障がいのある人々及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々と共に、一生安全にいきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う行動のすべてをいう。

## ②就労・生きがい対策の推進

高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援していきます。また、世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。

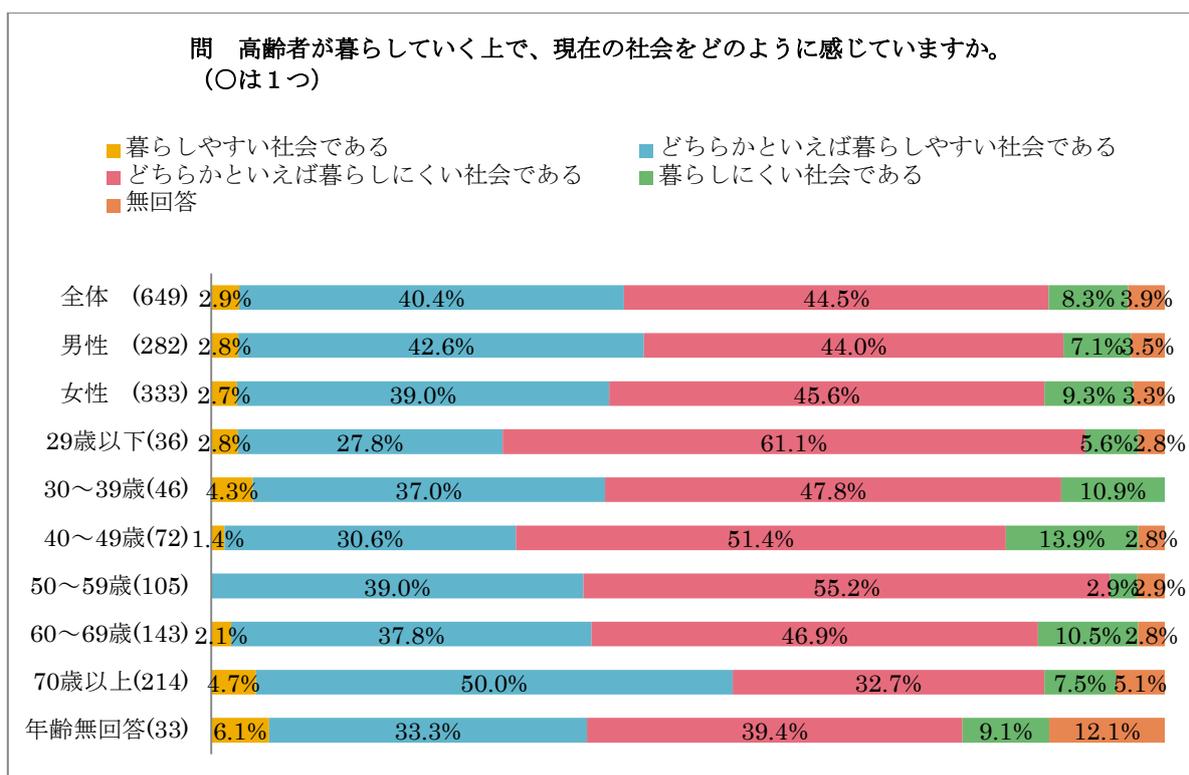
## ③地域生活支援体制の推進

高齢者個々に応じたサービスの提供や地域の支え合いによる見守りのネットワークシステムの充実を図ります。さらに、成年後見制度の活用、高齢者虐待の予防・早期発見等の支援や情報提供を行い、高齢者の権利擁護を図ります。

## ④認知症などの理解と介護等の施策の整備

認知症は身近な問題であるにも関わらず、正しい知識と周囲の理解が不十分であり、早期発見・早期対応につながらないという課題があります。認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取り組みを行います。

また、認知症という病気になっても、住みなれたまちで安心して暮らし続けるためには、周囲の理解が必要不可欠です。様々な誤解や偏見があるため、正しい知識と理解の普及に努めます。また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実を目指すとともに、本人・家族の支援に結びつくよう、医療と介護の連携強化を図ります。



## 5) 障がいのある人

### 〔現状と課題〕

国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」は、21世紀で最初につくられた人権条約です。平成26（2014）年の条約締結に向けて国内では、障がいのある人に関する様々な法律の整備がされました。特に「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行）や、障がいを理由とする不当な差別の解消と合理的配慮\*を具体的に示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28年4月施行）、また「改正障害者雇用促進法」（平成28年4月施行）では、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱を禁止するほか、障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務（合理的配慮の提供義務）づけています。

障がいのある人々への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがなにより重要です。

### 〔施策の方向性と取組〕

#### ①共に生きる社会づくりをめざす啓発活動の推進

誰もが心のバリア（障壁）を取り除き、多様な障がいの特性や障がいのある人の困りごと、そして、それに対する必要な配慮などを理解し、“やさしくて温かい”共に生きる社会づくりを目指すため、学校や企業、団体などへ「あいサポート運動\*」や福祉教育等を浜田市社会福祉協議会と連携して推進します。

#### ②豊かに安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（バリア）のバリアフリー化（障壁の除去）の推進や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン\*によるまちづくりを目指します。

#### ③障がい者の社会参加と職業的自立の支援、積極的な雇用、相談体制の充実

障がいのある人の自立と社会参加を促進するには、日常生活や社会生活を送る上での社会的障壁\*の除去や、合理的配慮がなされる必要があります。

就労支援、障がい福祉サービス、相談体制、地域支援などの取組を「浜田市障がい者計画・障がい福祉計画」に基づいて推進します。

**\*合理的配慮**

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たります。ただし、その実施に過重な負担がかかる場合には、合理的配慮を行わなくても差別にはなりません。

(知的障がい等により、本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。)

**\*あいサポート運動**

地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになることを目的としており、様々な種別の障がいを知ることからはじめ、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解した上で、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動のこと。

**\*ユニバーサルデザイン**

「普遍的な」、「全体の」、という言葉が示しているように、すべての人が等しく尊重される社会をめざし、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用可能なように、最初から「まち」、「もの」、「サービス」、「制度」などを設計（デザイン）すること。

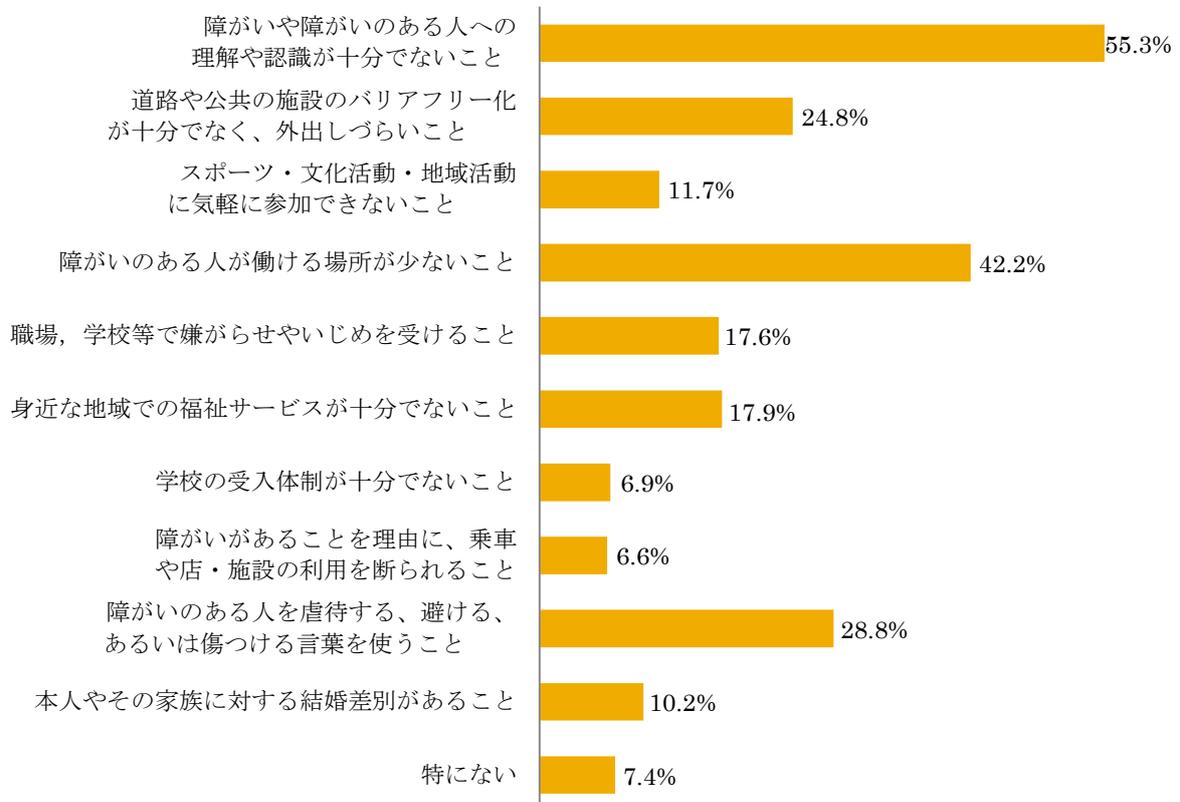
**\*社会的障壁**

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上での障壁（バリア）となる以下のものを代表的に指します。

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障がいのある人への偏見など）

**問 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。**

(〇は3つまで)



## 6) 外国人

### 〔現状と課題〕

平成 27 年 4 月 1 日現在、浜田市の人口 56,990 人に対して外国人の数は 608 人で、市全体のおよそ 100 人に 1 人が外国人の方です。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。今回の市民意識調査でも、外国人の人権を守るために必要なこととして「外国人が日本の文化・生活習慣を学習できる機会を増やす」、「外国人との交流の促進」、「外国人が日本語を学習できる機会を増やす」が上位にあげられており、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっています。

### 〔施策の方向性と取組〕

#### ①差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進

外国人住民への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の実現に向けて「共に生きる」社会の構築を進めていきます。

#### ②外国人との交流の積極的な促進と国際協力の精神を培う教育の推進

外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるとともに、国際交流・協力団体等と連携しながら、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進します。

#### ③学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援

国際化の進展に伴い、道徳、総合的な学習の時間など学校教育活動を通して、他国の文化・価値観の尊重や共生にむけた相互理解への取組を推進します。また、小中学校に在籍する外国籍児童生徒への日本語指導はもちろん学校生活を送る上での不安解消のためメンタル面のサポートも行います。

## 7) 患者や感染者及びハンセン病回復者の人権

### 〔現状と課題〕

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者・エイズ患者やハンセン病患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって現れています。

今回の市民意識調査では、エイズの原因ウイルス（H I V）感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権を守るために必要なこととして「病気について正しい知識の普及啓発をはかる」、「職場や学校など、周囲の人の病気に対する理解を深め、就労・就学しやすい環境づくりを進める」が上位にあげられており、正しい知識の普及・啓発が課題となっています。

### 〔施策の方向性と取組〕

#### ①エイズ感染者・ハンセン病等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

私たちは、いつ、どのような病気にかかるかわかりませんし、感染者や患者の多くが不安や苦しみを明らかにできない現状があります。そのため、基本的人権尊重の観点から、保健所等の関係機関との連携を図りながら、感染症等に関する正しい知識を普及する広報活動などの施策を推進します。浜田市では、新成人に対するエイズ予防のための小冊子の配布や、各種団体で開催される人形劇公演などの支援により、エイズを予防する能力や態度の育成とともに、人権尊重の立場から偏見や差別をなくすための教育・啓発に努めます。

#### ②0-157、肝炎ウイルスなど感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進

#### ③膠原病など難病に対する支援

#### ④インフォームド・コンセント\*の普及

##### \*インフォームド・コンセント

医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、危険度などについて必要な情報を提供し、患者の同意を得た上で治療等を行うこと。

## 8) 犯罪被害者とその家族

### 〔現状と課題〕

近年、犯罪被害者等の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があります。しかし、ひとたび被害にあうと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。平成17年(2005)には、「犯罪被害者基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

### 〔施策の方向性と取組〕

#### ①被害者の心情に配慮した対応と支援活動の推進

平成17年4月に施行された、「犯罪被害者等基本法」をはじめとした関係法を適切に運用しながら、犯罪被害者の立場を理解した上で配慮をもって支援するための施策を推進します。

#### ②被害者への相談体制の充実及び被害者の安全確保の推進

島根被害者サポートセンター等の存在の周知を図るとともに、それらの機関と連携し、相談体制及び被害者の安全確保の推進を図ります。

## 9) 刑を終えて出所した人等

### 〔現状と課題〕

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、市民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障がいとなるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に推進する必要があります。今回の市民意識調査では、刑を終えて出所した人等の人権を守るために必要なこととして「更生保護制度の充実」、「協力雇用主制度の拡大など就労支援」が上位にあげられており、出所後の支援が課題となっています。具体的な支援と、家族をはじめ地域や職場などの周囲の人々の理解と協力が求められています。

### 〔施策の方向性と取組〕

#### ①啓発活動の推進

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、また、社会復帰に資するために関係機関、関係団体と連携・協力して、差別や偏見がないように啓発活動を推進します。

#### ②「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組

平成20年10月、「国民に理解され支えられる刑務所」として、P F I \*手法を活用し、「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」を基本理念に掲げるとともに、国の経験と民間のノウハウ、地域の力を3つの柱とした矯正施設「島根あさひ社会復帰促進センター」が開設されました。

この施設は、社会情勢によって受刑者が増加傾向にあったことや、既存の刑務所が過剰収容にあり適切な処遇を行うことが喫緊の課題になっていたことをはじめとし、これまでの受刑者の半数が再入受刑者になっている現状への反省などから新設されたものです。

受刑者の改善更生・社会復帰に向けた特徴的な取組として、地域との連携に基づいて行われる文通プログラム、盲導犬パピープログラム、農林業における施設内外での作業など、地域の人材と資源を幅広く活用して行われています。これは、従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再犯防止・社会復帰に寄与しようというものです。そのためには、企業等の就労支援をはじめ、更生保護制度の充実、出所後の地域社会の温かい理解、受け入れ体制等

が欠かせません。

人にやさしいまちづくりを目指す浜田市は、法務省及び民間事業者などの関係機関と連携し、刑を終えて出所した人の更生のために、その人のプライバシーを保護し、社会から排除しないという考え方に立ち、受刑者、刑を終えて出所した人たちの人権について理解が深まるよう啓発に努めます。

**\* P F I 手法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）**

従来は国や地方自治体が行っていた公共施設などの建設、維持管理、運営などにおいて、民間の資金、ノウハウを活用することでより効率的で質の高い公共サービスを提供するもの。

## 10) インターネット等による人権侵害

### 〔現状と課題〕

インターネットや携帯サイトを利用する人が増え、掲示板や学校裏サイトなどの匿名性の高さや情報発信の容易さから、人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報の掲載も増えています。今回の市民意識調査でも、「日常生活の中で、差別や人権侵害を受けたと感じたことがある」と答えた人の中で、「インターネットやメールによるいやがらせ」があったと答えた人の割合が約1割ありました。また、インターネットによる人権侵害について、半数を超える人が「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」「子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が問題であると回答しています。

### 〔施策の方向性と取組〕

#### ①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進し、人権侵害の早期発見と速やかな削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。

#### ②人権侵害の相談への対応と個人の責任やモラルについての教育の充実

人権侵害の相談に応じたり、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める啓発活動を推進します。また、浜田市内の小中学校については「携帯電話の原則持ち込み禁止」がなされているところですが、インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し、活用できる能力の育成や向上に努めます。

## 11) 北朝鮮当局による拉致問題等

### 〔現状と課題〕

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成23年4月1日の閣議決定をもって一部変更され、各人権課題に対する取組の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

このことから、北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるということを再認識しなければなりません。

### 〔施策の方向性と取組〕

住民の間に広く拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めるため、各種の広報などにより、啓発活動に努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

## 12) さまざまな人権課題

### (1) 性同一性障がい者の人権

#### 〔現状と課題〕

「生物学的な性」（からだの性）と「性の自己意識」（こころの性）とが一致しないために悩む人々（性同一性障がい者）に対する差別的取扱いについては、現在では、世界各国において禁止法が制定されるなど、不当であるという認識が広がっています。平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることになりました。一方で、日常生活において奇異な目で見られるなど、精神的な苦痛を受けているとともに、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

#### 〔施策の方向性と取組〕

##### ① 講演会・研修会の充実

性同一性障がい者の人権を守るためには、職場、地域社会など周囲の人々が性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくことが必要です。このため、今回の意識調査でも、正しく理解するためには、「性同一性障がいを正しく理解するための講演会・研修会の開催が必要」（34.2%）と答えた人の割合が最も多かったため、イベントや研修会等機会を捉えた各種の教育・啓発活動の一層の推進を図ります。

### (2) アイヌの人々

#### 〔現状と課題〕

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など、伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

これに対し、平成9年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が成立しました。現在、アイヌ語伝承のため、伝統文化や伝統行事が各地で復活し、それに対し、国などが支援を行っています。

#### 〔施策の方向性と取組〕

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、理解と認識が深まるよう広報等を

活用した啓発に努めます。

### **(3)その他の人権問題**

#### **○プライバシーの保護**

##### **〔現状と課題〕**

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、近年、情報通信社会が発達したため、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、個人情報の取扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まっています。

##### **〔施策の方向性と取組〕**

市の保有する個人情報については、浜田市個人情報保護条例に従い、個人の権利・利益の保護を図ります。また、市のホームページで、市民や事業者に対して、個人情報の適正な管理や取扱いに努めるよう啓発をしています。

#### **○迷信等について**

##### **〔現状と課題〕**

迷信等については、今回の意識調査でも、『葬式は「友引」の日を避ける風習』については、「当然のことと思う」、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」と答えた人を合わせて53.8%あり、若い人ほど「当然のことと思う」人が多くなっています。また、『結婚式場で「〇〇家、△△家披露宴」といった掲示をする風習については、「当然のことと思う」人が過半数で依然として迷信、習俗に強く捉われている実態が浮かび上がりました。

「六曜」は、古代中国で使われた占い（現在、中国では全く使われていません）が、日本的に変えられ、江戸時代末期頃から「日の吉凶」を表す迷信になったと言われています。このしくみは非常に単純なもので、先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口という順番を、機械的に配列しただけのもので、全く根拠のない迷信にすぎません。

「友引に葬式をしたら世間から何を言われるかわからない」などという世間体を気にした価値判断は、「みんながそうしてきたから」といって行う身元調査などの差別行為と、心理的につながっており、同和問題の解決の妨げになっているのです。このような社会体質を変えていくためには、不合理なもの、不当なものに対しては、自分自身の強い意志でそれを改めるとともに、多くの人と一緒に行動を起こしていくことが大切です。

##### **〔施策の方向性と取組〕**

「六曜」をはじめとする迷信等をなくすよう啓発に努めます。これは、私たちが「差別をしない」から「差別をなくす」という行動への転換ということにつながります。

#### **○その他の人権問題について**

その他この計画に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

---

---

# 參考資料

---

---

## 「日本国憲法」 (抜粋)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

### 第十一条 (基本的人権の享有と本質)

国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 第十二条 (自由・権利の保持責任と濫用禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

### 第十三条 (個人の尊重・幸福追求権と公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 第十四条 (法の下での平等)

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的又は社会的関係において、差別されない。

### 第十九条 (思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 第二十条 (信教の自由)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

### 第二十二条 (居住・移転及び職業選択の自由、外国移住・国籍を離脱の自由)

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

### 第二十三条 (学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

### 第二十四条 (婚姻の自由)

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関する事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなくてはならない。

### 第二十五条 (生存権、国の社会保障向上義務)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない。

### 第二十六条 (教育を受ける権利、教育を受けさせる義務)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

### 第二十七条 (勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

### 第九十七条 (基本的人権の本質)

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 「児童虐待の防止等に関する法律」(第1条から第7条までを掲載)

平成12年5月24日

法律第82号

### (目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### (国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受け

た児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

平成 12 年 12 月 6 日  
法律第 147 号

「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する基本的事項について（答申）」（1999 年）→ これを受けて 2000（平成 12）年 11 月 29 日に可決、成立

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、心情又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これが体得することができるよう、多様な機会を提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなくてはならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告書を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 「世界人権宣言」

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律にしたがって有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し

平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権

利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 「浜田市男女共同参画推進条例」

平成 17 年 10 月 1 日  
条例第 32 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が展開されてきたが、なお一層の努力が必要とされ、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会にとっての最重要課題と位置付けられている。

浜田市においても、国際社会や国、県の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきたが、社会のあらゆる分野において、性別による固定的かつ差別的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが強く残っており、男女平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行を始めとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人一人が生き生きと輝く、豊かで活力あるまちを築くためには、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選ぶことができる社会を実現することが、重要な課題である。

ここに、浜田市は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行うものをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

### （基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な

選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として市又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進する施策の実施に当たっては、国、県、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すよう努めなければならない。
- 3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 男女間における暴力的行為

### (被害者の保護)

第8条 市は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、関係機関と連携を図りながら、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必

要な支援を行うものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第10条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を広く反映させるよう努めるとともに、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、その策定し、及び実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第12条 市は、学校教育及び社会教育並びに保育所保育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理等)

第14条 市長は、市が策定し、及び実施する施策に関する、男女共同参画についての市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく処理に当たっては、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画を阻害する行為についての市民又は事業者の相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

### 第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

## 「児童の権利に関する条約」

全文

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

#### 第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判

所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

#### 第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

#### 第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

#### 第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

#### 第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

#### 第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

#### 第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさな

いことを確保する。

#### 第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

#### 第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

#### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

#### 第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

#### 第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多

様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第 29 条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

#### 第 18 条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第 19 条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに 1 に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

#### 第 20 条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1 の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2 の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

#### 第 21 条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受け

ることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。

- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

#### 第 22 条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適切な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1 の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

#### 第 23 条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2 の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第 24 条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜と与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1 の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適切な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含

めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。

- (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
  - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第 25 条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

#### 第 26 条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

#### 第 27 条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

#### 第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
  - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用さ

れることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第 29 条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
  - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
  - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
  - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
  - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

#### 第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

#### 第 31 条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

#### 第 32 条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
  - (a) 雇用が認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
  - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
  - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

#### 第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

#### 第 34 条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

#### 第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

#### 第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

#### 第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

#### 第 38 条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

#### 第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

#### 第 40 条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
  - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
  - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
    - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
    - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じ

てその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。

- (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
  - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
  - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
  - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
  - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
  - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

#### 第 41 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

#### 第 2 部

#### 第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

#### 第 43 条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 10 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に

送付する。

- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

#### 第44条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

#### 第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門

機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。

(c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

(d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

### 第3部

#### 第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

#### 第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第49条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

#### 第50条

1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

#### 第51条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

#### 第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

#### 第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

#### 第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 「障害者の権利に関する条約」 (前文から第3条までを掲載)

### 前文

この条約の締約国は、

(a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、

(b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、

(c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、

(d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、

(e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、

(f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、

(g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、

(h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、

(i) さらに、障害者の多様性を認め、

(j) 全ての障害者(より多くの支援を必要とする障害者を含む。)の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、

(k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、

(l) あらゆる国(特に開発途上国)における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、

(m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、

(n) 障害者にとって、個人の自律及び自立(自ら選択する自由を含む。)が重要であることを認め、

(o) 障害者が、政策及び計画(障害者に直接関連する政策及び計画を含む。)に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、

(p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、

(q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、

(r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、

(s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、

(t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要であることを認め、

(u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、

(v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、

(w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、

(x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、

(y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、次のとおり協定した。

### 第1条【目的】

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

### 第2条【定義】

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

### 第3条【一般原則】

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

## 【策定経過】

平成 27 年 3 月 人権問題に関する市民意識調査実施

平成 28 年 2 月 2 日 第 1 回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会開催  
市民意識調査の結果報告  
推進基本計画（案）検討

平成 28 年 2 月 10 日 第 2 回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会開催  
推進基本計画（案）最終検討

### 浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	全日本同和会島根県連合会浜田支部 支部長	山崎 壽松	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
2	部落解放同盟石央支部 支部長	細川 敏夫	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
3	浜田自治区公民館連絡協議会 会長	岡田 繁	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
4	金城自治区 6 公民館連合 会長	楨田 浪子	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
5	旭自治区公民館連絡協議会 会長	白川 英隆	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
6	弥栄自治区公民館連絡協議会 会長	岡本 薫	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
7	三隅自治区公民館連絡協議会 会長	井上 義樹	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
8	NPO 法人 浜田おやこ劇場	花田 香	【女性】【子ども】分野
9	浜田市校長会 会長	石井 義美	【子ども】分野
10	浜田市民生児童委員協議会 副会長	勝手 俊美	【高齢者】分野
11	浜田市身体障害者福祉協会 会長	西田 正行	【障がいのある人】分野
12	浜田市総務部 部長	植田 和広	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
13	浜田市教育委員会教育部 部長	山本 博	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会専門委員
事務局	人権同和教育啓発センター 所長	小田 浩	
	人権同和教育啓発センター 係長	山本 志朗	
	人権同和教育啓発センター 指導主事	森下 孝生	
	人権同和教育啓発センター 指導主事	堀口 秀樹	

## **浜田市人権教育・啓発推進基本計画(第3次)**

〒697-8501 浜田市殿町1番地

浜田市 総務部 人権同和教育啓発センター

TEL(0855)25-9160 FAX(0855)23-1866